

## 第24期 第38回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年5月12日（金）13時30分から15時25分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（16名）

1番	高谷	久美子	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員
18番	三田村	美江	委員

4. 欠席委員（2名）

2番	宇野	幸太郎	委員
9番	森元	直紀	委員

5 説明員（2名）

農林水産課

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第146号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第147号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第148号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第149号	農用地利用集積計画について

- 議案第150号 令和5年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について
- 報告第209号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報告第210号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報告第211号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第212号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
- 報告第213号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

## 8 事務局

局長、次長、係長、主査、主査

## 9 議事概要

- 事務局長 それでは、第24期第38回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
- なお、先唱につきましては番号順となっております。本日は、3番大伴四郎左衛門委員に先唱いただきますので、よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

- 事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。
- それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は、北部選出の副会長安井善次委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

- 委員 それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。
- 本日は、宇野幸太郎委員、森元直紀委員が所用のため欠席されております。
- 在籍委員18名のうち、ただいま出席は16名でございます。在籍委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立していることをご報告申し上げます。
- なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
- 次に、会長からご挨拶をいただきます。会長、お願いいたします。

- 会長 < 会長挨拶 >

- 副会長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくをお願いいたします。

議 長

では、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上でご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますようによろしくご協力のほどお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

5番 安井 善次 委員

6番 山本 公彦 委員

よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元の委員のご意見をお伺いします。

まず、No.1の南小松につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員

No.1につきましては、去る4月27日に提出者と私、推進委員の3名で立会いたしました。

写真にありますように既にもう水稻の段取りができていますのでございますし、その辺は全く問題もなく、さらにこの件に関しては、贈与という形になっている。これは譲受人が高齢で、今さら農地を買ってまではできないが、くれるのであればやろうかと、譲渡人もどうしても手放したいので贈与という形になったということです。

本来であればいわゆる利害関係のない第三者同士なので売買のほうがいいと思うんですけれども、農地は非常に安い評価なものですから贈与にされたということで、何ら問題ございませんし、ご承認をいただきたいと思います。以上です。

- 議 長            ありがとうございます。  
                  続きまして、No.2の伊香立上在地町につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。
- 委 員            この件は、5月7日に推進委員、それに仲介人と立ち会いまして、買われる〇〇さんは頑張ってこの周辺でソバを作っておられ、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。
- 議 長            ありがとうございます。  
                  続きまして、No.3の今堅田三丁目につきまして、地元委員よりご意見をお願ひします。
- 委 員            今堅田三丁目の土地につきまして、持ち主が〇〇氏になるもので、自身の土地がこの田んぼの奥にあり、更にこの奥に、もう田んぼはありません。手前は水路で囲まれていますので近辺に何ら迷惑がかかるようなところではなく大丈夫だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長            ありがとうございます。  
                  続きまして、No.4の仰木二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。
- 委 員            このNo.4、仰木二丁目の土地ですけれども、4月25日に地元推進委員と私と、あと譲受人で現地確認させていただきました。  
                  譲渡人には、この近くにあちこち圃場があり、大きく農業をされているのですが、ここだけぼつんと三角地があり、何の営農もされずに長年草刈りと管理だけしていらっしゃいます。譲受人はこの隣にも何枚か田を持っており、そこで米を作っておられます。今回一緒にここもまとめて作りたいということで話がまとまり、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長            ありがとうございます。  
                  続きまして、No.5の坂本五丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺ひいたします。
- 委 員            坂本五丁目のこちら、現在は畑のようになっておりますけれども、現況確認ということで5月1日、今度新たに就農されます〇〇氏、息子の〇〇さんの立会いを受けまして現地確認をしました。  
                  現況につきましては全くの畑の状況で、以前に一般の方に貸出しをされていて、今に至っており、あくまでも今回の就農をするに当たり、雑草等の除去をした上で就農するというので、機械を一切何も持っていない状況か

ら、草刈り機等を購入した上で農地を整備するという話でこの案件が出てきたわけでございます。

ただ、現況を見ますと、写真で見てもらいますと北側になるのですが一部水路が通っており、その水路の下側、この場所の下側に農地があって、そこには、その水路を利用して田んぼをやっておられるという状況を踏まえた上で、水路を確保した上で畑という形での作業を実施したいということで、なおかつそれに合わせて地域の農業組合の組合長にも改めて指導を受けるようにということを促した上で今回確認をいたしました。

就農される内容につきまして、やる気の有無というような状況を確認しましたところ、どうもやる気があるというような格好で、就農する意欲があるというようにも確認をいたしましたので、今回ご審議のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長            ありがとうございます。

では続きまして、No.6の赤尾町につきまして、地元委員よりご意見をお聞きします。

委 員            本件は新規営農で、約6反もの土地が固まって存在する割と平坦な優良な耕作しやすい土地が出てきたので購入されるものであります。これだけの大きな土地は近年では数少ない案件だと思います。

譲受人は56歳で、現在まで土建業をされてそこそこ資金的にも余裕もできてきて、第2の人生として土建業を一旦人に任せて農業をしてみようと思ひ、この土地が出てきたので農業を志してみようと思われたものでございます。

面積が広いものですから、一部は水稻、一部は果樹、一部は芋を植えようと。本来は、全部芋を植えて、その芋を移動販売で販売して芋で収入が得られればいいなというのが思ひだそうでございます。これだけの全部に芋を植えて従業員を使つて車で移動販売して収入が立てられたらというのが、最高の思ひださうです。どれだけの志が遂げられるか見届けたいと思ひつていますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議 長            ありがとうございます。

続きまして、No.7、No.8、No.9の牧一丁目について、地元委員よりご意見をお伺ひします。

委 員            No.7、No.8の案件はセットになるのですけれども、去る4月28日に〇〇氏と推進委員、私の3名で立会いを行いました。

7番、8番のこの2つの案件は、先祖代々から受け継がれて、今現在耕作されているその方はこの土地を自分の田んぼだと思ひ込んで耕作をされてきたということですが、所有者が逆に登記されていたことが分かったと

ということです。

それはどういうことかといいますと、隣に池があるのですが、その池を改修しなければならない事態になり、その改修工事が計画され、その周辺を調査されたところ、地番が逆になっていたということが判明し、地番を交換するというだけと言ったらそれまでなんですけれども、状態は何も変わらずに登記を逆にするということでの交換ということです。審議をよろしくお願いします。

続けて、No.9ですが、これは4月28日に譲受人、それから〇〇氏、それから推進委員と私の4名で立会いを行いました。

この田んぼは空き家があるのですが、その物件を〇〇氏が購入される、それに付随した田んぼで、右側の小さいほうのこの田んぼはきれいに管理されていたのですが、その大きいほうの田んぼ、家の裏側ですけれども、写真にありますように草が繁茂している状態になっています。このきれいなほうはいいのですが、この背丈ほどある草は早急に草刈りをしてもらわないと新規就農に合致しませんのでという話をして早急に草刈りをしてくださいという依頼をしましたところ、早急にやりますということでした。譲受人〇〇氏は現在まで約10年間、ほかの場所で土地を借りて農園をされて非常に農業には熱心に取り組まれているということで、ここの草刈りなどはすぐにされるということだと思いますので、よろしくご審議ください。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長            ありがとうございます。

以上、9件のご説明が終わりましたので、それでは何かご意見、ご質問があれば。

委 員            事務局にお伺いしたいのですが、今月から買い受け、譲り受ける方の年齢が全部入っていますね。これはどういう意味があって入れているのですか。

事務局            今まではエクセルの個別の帳票に打ち込んで作成していた議案書ですが、今月から私どもで使用しております農家台帳のシステムというのがございまして、そのシステムから出力されたデータを用いて議案書を初めて試行的に作りまして、今回皆様のお手元に置いている次第です。

システムから自動的に年齢が出てきますもので一つの検討材料として一旦は入れていた訳ですが、今後、もし年齢までは不要だというご意見などがございましたら、そこは次回以降ですが削ろうと思いますし、それ以外のこれから皆様に見ていただく後の部分の議案書のほうでもそうなんです、ここは要らないとか、またこういうのがあったほうがいいのかというのがありましたらご指摘くださればありがたく思います。

ですので、今回についてはそういった経過でお示ししているということでご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 補足します。  
年齢ですが、特に3条においては下限面積撤廃で新規就農者もたくさんおられる中でこの年齢すらも一つの営農される要因になってくるかと思ひまして、台帳に載ってあるすべからく載せています。  
ただ、データベースの都合上、人によっては掲載されない場合もありますので、その辺を補足させていただきます。

議長 システムから載っているというのは、農家台帳のことなのか。

事務局 基本的に農家台帳です。今まで農家台帳システムを利用していなかったんです。今回から農家台帳システムを利用して、といいますのは、受付した内容を全て農家台帳システムにまず入れようというところから始まって、こういう形で吸い上げていますので、農家台帳の内容がそのまま載っているという形でお考えください。

議長 よろしいですか。  
そういうことらしいです。私らも初めて今回の様式を見たものですから、どうなったのという話はしていました。

委員 1つ言いたいのは、この交換というので、年齢が87歳と出てあったら、87歳の人を田んぼを買って、できますかということがこれから起こってくると思います。

事務局 結局、そういうことも要因として加味していただくというのと、3年間の計画を新たに載せるなど、あと資料の構成を変えて、その家族がやります、説明の中では家族5人でやりますなどといった説明も加えて言うようにはしています。

議長 ほかにご質問ございませんか。

委員 局長の話でしたら、例えばこれを買って、譲り受けて、ここは営農組合がやっていますということになると。営農組合にお願いしないといけな場合もありますね。それだとこの計画書など要らないことになってきますね。

事務局 はい。

委員 前に質問したときに、誰かにしてもらえばいいのでは、という事務局の答えをいただきましたので、そういうような場合だったらこのような計画書は

要らないということですね。

事務局

そういう場合、またこれはあくまで個別に新規の方に対してはこういう形で新規計画を立ててはもらっていますし、荒れているところについては農地の復旧という形で掲げようと思います。

今、おっしゃった営農組合などに頼むということであれば、そこも聞き取りをした中で説明をさせてもらおうと思っております。

議長

ほかにございませんか。

委員

今回に新たに農地法が変わり面積要件がなくなった上で、いろいろと案件が出てきたと思うのですが、小さいところで就農します、いろんなことをやりますと計画は幾らでも立てられると思うのですが、そういう計画が例えば果たしてきちんとできているかどうかという追跡をどのようにされるのか。一番私らが心配するところであって、きちんと計画どおりにやってもらわないとせっかく農地法が変わっていろんな方がやれるようになったという枠組みで、今も心配しながら行方を見ているところなんです。事務局としてはどのようにその後をみんながやっていくシステムというか、何か方法なりを示してもらおうと農業委員も自分らの仕事の中で見ていけるかと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

事務局

例えばお手元の資料ですと4ページ、一番右下のほうに計画どおりに営農されているかどうかを現地確認する場合がありますと書いてございます。

この現地確認する場合というのは、地元の農業委員、推進委員に確認をしていただきたく思っておりますので、今までもそうなんです。これからについてはもっと現地を見て、見守りをしていただいて、その中で適切にできていないということが分かりましたら、農業委員、推進委員のほうから指導をしていただきたく思っております。以上です。

委員

もう一ついいですか。

今の回答は、今までもそういう形で農業委員に確認してくださいということは申し送られている内容だと思うんです。ただ、そういうことを聞きながらも、果たしてできているかといったらなかなかできていない、かつその追跡ができていない。

ですから、例えば追跡した、していないなどといった部分が何らかの形で、例えばこの土地について追跡した写真を撮って送るなど形で残す。それを農業委員がその件について1つずつ格納できるシステム、今はタブレットもありますし、そういうシステムがあると農業委員にしても毎月この分をチェックして写真を撮らないといけないなどやるのがわかると思います。ただ単にやっているかやっていないかだけをきちんと確認するんですよと言わ



れてもなかなかできない。農業委員の職として、それをやらないといけないのですが、全員がルーチンとしてやる事が分かれば、やりやすいと思います。今はなかなかそこまで見られていないというところがあるので、その辺をシステムの中で考えていただくとありがたいなと思います。

事務局 昨年度、農業委員に最適化活動の強化月間ということで令和3年度に3条許可で所有権移転があった農地については遊休農地の解消の意味もあることから一旦全部見回りを、とお願いしました。

できたらそれを毎年続け、委員に言ってもらったようにタブレットが入りましたので見に行ってもらおうと同時にタブレットで写真を撮って報告をと、だめなところについてはきちんと営農指導も併せてしてほしい、ということで依頼させていただこうかと思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

委員 みなさんがおっしゃったように、その場では言っていますけれども、その後、ないがしろ、ほったらかしという現状が多いと思います。

事務局が言ったように、せっかくタブレットがあるのですから、その後を必ず追跡するという意味で、4ページの「計画どおりに営農されているかどうかを現地確認する場合があります」の「確認する場合があります」ではなくて「確認します」と言い切ったほうがいいのではないですか。

事務局 大変貴重な意見をいただき、ありがとうございます。

委員の言われた、言い切るという形、私もこれは賛成いたしますので、なおかつ検討してそういう形に変えていきたいと考えております。

そして、委員が言われましたシステム上は、タブレットを利用して、それをこちらから指示できるという形にはなりますので、特に新規就農の方は半年に1回、もしくは1年に1回、必ず見に行くという指示を書き入れて写真を撮ってもらうというような形を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申

請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 No.2につきましても、挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

では、No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 No.6につきましても、挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。

続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.8は許可することに決定いたします。  
続きまして、No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第146号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.9は許可することに決定いたします。  
では続きまして、議案第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。  
4月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況につきましてご報告をお願いいたしたいと思っております。  
なお、No.2、No.3とも顛末案件ですので、一日立会委員の現地調査は実施しておりませんので、ご了承願います。

委 員 1番の和邇ですが、申請人〇〇氏で、土地も〇〇氏の所有地でございます。  
説明がありましたように手狭で置く場所がなくなってきたので、転用して農機具のビニールハウス、後に図面が出ていると思っておりますけれども、そこに機械具を収納するということです。なお、道と同じ高さまで盛土をするが、近隣の田んぼ、そこらには迷惑がかからないようにしますということです。  
それを隣の田んぼの持ち主には説明されておりますが、耕作は今のところされていないようです。ただ、ここは〇〇氏が全部草刈りされて管理されているということで、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
続きまして、No.2の衣川一丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 No.2の案件は以前に申請されたときに、一部申請されていない部分があり、転用されていなかったもので、今回新たに申請されたということです。  
現在は写真のように駐車場になっておりますけれども、道より西側、J R

の間は全部〇〇さんの土地で何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、No.3の仰木二丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員

4月25日に地元推進委員と現地を見に行ってみました。

59ページのこの写真にあるとおり昭和の時代から建っている家があり、この赤い線、道路から入ってきてこの線の奥のシャッターの建物までの間と、あとこの右側にあるこれが昔でいう、はなれで風呂とトイレになっています。その奥までが農地ということが相続される際に発覚したということで、まずは農地を宅地にしてから相続するという手続きを取りたいという申し出でしたので、今回の件についてはご審議のほどお願いしたいのですが、この周りに農地は全くなく、全て民家で奥に急勾配の竹やぶが生い茂っており、水路もこの市道沿いにU字溝で流れているだけです。何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、No.1からNo.3について何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

最後に、No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第147号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

では続きまして、議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題としたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、4月24日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いします。

委 員 まず、1番につきまして、和邇北浜の土地ですが、写真にあるとおり一部を駐車場にされ、一部は写真では見にくいですが、ほんの少し野菜が植わっている状態ですけれども、隣接に田んぼもなく隣がゲートボール場になっていますので何ら問題はないと思います。

それから、赤線の引っ張っているところではなく、トラックの止まっているところ、②の写真の水路なんですけれども、一部土地改良区の土地が入ってまして、細い水路がついています。そこはさわらないということで、土地改良区にも了解をもらっていますので何ら問題ないと思います。

2番の伊香立南庄町の土地ですが、伊香立南庄町の一番上のほうの池の下にある土地で、現在は何も耕作はされておりません。ここを所有される方が2枚とも資材置場にしたいということで、別段何ら問題なく迷惑がかかることはないと思います。隣接に農地はありますが耕作はされておらず、その方にも説明はされているので問題なしと思います。

それと3番の大石淀三丁目、これは事業拡大のための資材置場としての隣接の会社からの要請であり、平たん地で何も盛土もしないということですので問題はないと思われま。

この写真の奥に小屋が建っていますが、この小屋は解体されて更地にするということですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の和邇北浜につきまして、地元委員が欠席ですので、事務局、何か聞いていますか。

事務局 地元委員にご意見をお伺いしましたので、代読で説明をいたします。

No.1につきまして、現地を調査しました結果、転用については問題がないことを確認いたしました。

今回の申請地の駐車場部分の顛末については経過を拝見し、やむを得ないと考えます。

また、これから家を建築される部分につきましては、隣接する農地もないため営農に支障はなく、排水処理についても対応されるということですので、問題ないと判断しました、とのことです。

以上、地元委員からのご報告をお預かりしました。

議長

ありがとうございます。

続きまして、No.2の伊香立南庄町につきまして、地元委員からご意見をお願いします。

委員

当該地は、一日立会委員より説明がありましたとおり、問題ないと思います。材木を保管するようなことを聞きましたので、進入路が狭いため近隣の人に迷惑がかからないようにとお願いしたところ、かけないようにするというのでしたので、どうぞご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

No.3につきましては、大石淀三丁目ですので私のほうから報告させていただきます。

大石淀三丁目の件ですが、これにつきましては事務局からありましたように81ページをご覧くださいと、上側が東、申請地の上側に〇〇氏所有地等々、その西側になりますがここが竹やぶになっています。この部分が急傾斜地になっておりますので、これについて、もともと現地立会いをしたときにもここには物を置いてはいけないと言っていたのですが、大津市の土地から急傾斜地になっており、最後についていますように急傾斜地崩壊危険区域という札が立っていました。

そういうこともありましたので、そこだけは何とか関係各課に行ききちんと説明してするように言ったところ、物を置かなければいい、傾斜地から距離を開けてということになりました。資材置場にしたいところは81ページの下側、要するに西側に書いてある有限会社〇〇が既に農転をして資材置場にしている、その続きという形でここを転用したいということだったので、上の土地に対しても何の問題もないと思いますし、奥に田んぼがありますが、そこにも何の影響もないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

それでは、何かご意見、ご質問があれば。

(なしの声)

議長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたしました。  
No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 No.2につきましても、挙手全員により、議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたしました。  
No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。  
続きまして、議案第149号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員、〇〇委員が利害関係人に該当しますが、本日は〇〇委員がご欠席ですので、〇〇委員にご退席をお願いいたします。  
それでは、農林水産課の説明を求めます。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問があれば。

(なしの声)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、お諮りいたします。  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第149号 農用地利用集積計画については原案のとおり決定いたします。  
それでは、再度〇〇委員にお入りいただきます。  
それでは続きまして、議案第150号 令和5年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見についてを議題とします。

農林水産課の説明をお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

ありがとうございました。

では続きまして、地元委員はお話をあらかじめ聞いておられるかと思えますけれども、ご意見がございましたらお願いします。

委 員

農林水産課からの話は今回が初めてでございます。自治協働課から申請するのに同意が欲しいということで2回ほど来られ、私自身これは地元要望でこういうようにしないといけないということで泣く泣く同意したことは同意しましたがけれども、農業委員としては、これは圃場整備した田んぼです。その田んぼを市が削ってまでなくして、これからの時代、食料難というときに堤防もゴルフ場も農地にしようかという考えのある中で市自身が農用地を削っていくというのにもものすごく疑問を感じたことがあり、田んぼが欲しいということで泣く泣く同意はしましたけれども、こういうことを市自身がやっけていかれるということに疑問を感じますので、これは意見書にここに影響がなかったらいいと書いていますが、実際この田を見られて影響があるかないか分かりますか。

事務局

私は事務局という立場でございますので、皆様のご判断に予断を与えるものではないようにしなければならぬというところがございますが、今回の申請の中身としましては、また農林水産課からも先ほども説明がありましたとおり既存施設に隣接すること、やむを得ず地元からの要望といいますかそういう願いがあり、担当する自治協働課もやむを得ずという形での申請をされたというような経過は伺っています。

また、様式4でも代替すべき土地がないという説明もあったように、農地の営農に支障がないかどうか、そこら辺は皆様でご検討くださると大変ありがたいと思っています。以上です。

農林水産課

先ほどのご質問ご意見の中で、圃場整備がされている農地についてというところがございました。資料にもつけている農振法の抜粋です。これの一番下、6番のところに、基盤整備の事業完了後、8年を経過している、というところで、8年経過したら何でもかんでもいいのかといったらそういうものではないという認識はしておりますが、最低限8年を経過しているというルールが明示されています。周辺の状況も踏まえてということになってこようかとは思いますが、最低限の基準はクリアしているという格好で考えているところです。



また、同じく3番、4番のところ、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないことと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことというところの点でございしますが、全くゼロということにはならないとは、もちろん農地の青地を除外する以上、全く影響がゼロという言い方はできないとは思いますが、まずは一般的に青地の真ん中を抜いてくるような除外というのは基本的に認められないと考えておりまして、端という言い方がふさわしいのかどうかですけれども、真ん中ではなくて端からということであれば、この3番、4番のところの除外の条件はクリアしているという考え方の下に整理させてもらっております。

それから、市民センターの必要性なり代替性がないというところについては、先ほども事務局からもありましたが、資料、様式4、代替すべき土地がない旨の説明を申請資料の中で求めており、ここの中で説明されております。

農地を除外する以上、全く農業経営に悪い影響がないのかといいますと、それは確かにそのとおりではないと。除外する以上、農地を減らす以上、農業に対する影響というのはマイナスであるということが一義的に考えられますが、農地だけではなくて農村の整備というのも視点として一つございします。農村の整備という視点でいいますと、農業経営、農村の維持というのができるだけ持続可能な状態というのが求められるものでございまして、当該計画についてはこの様式4のところに記載もございしますとおり市の公共施設というのを集約して少しでも維持が可能な状態にしていこうという説明がなされております。

また、隣接地であります小学校の未利用地等も踏まえ、できる限り農地への影響が少ないところという視点で選定されておりますので、このあたりからも除外の要件がクリアされていると整理しているところです。以上でございします。

議長 何かございしますか。

委員 集約をしたコミュニティーセンターと書いてあるんですけども、これによってどこに点在しているものが1か所になってそれを閉じてコストがどう変わるのか、この別紙でいうところの1番の必要かつ適当かという判断のところになると思いますけれども、農地を減らして何らかの影響が出てもこのコミュニティーセンターにとってそれがよいことなのかというのをここから判断できるかという、言葉では説明されていますけれども具体的な数値とか具体的にこの場所のものが全部ここに1か所になって管理コストが何億円から何十万円に変わるとか、単位が違うかもしれないですが何もない状態では、その適切性を判断しろと言われても、今の時点でうんともすんとも言えないんじゃないかなとは思っています。

数字を出していただきたいです。この根拠のところでは効率化をするというところ、人口も減っていてコミュニティとしても縮小しているところに、新しい建物を建てる必然性に関して、今の内容では根拠が薄いんじゃないかなと思います。

農林水産課　ご指摘の点でございますが、おっしゃるとおり数字で測れる物差しなどで明示できるような資料というのが現状では添付されておりませんので、その点について開示可能なものかどうかというのも申請者と相談させていただくような格好で追加で資料がお示しできるようであればお示しさせていただきたいと思います。様式4号の次のページのところで、比較されているほうの地図のページです、すみません、物差しで示せない以上、これで適切かという判断は難しいとは思いますが、現況できる第1案、現状の敷地での建て替えと今回の計画の案を示しています。

現有施設、現状の敷地では必要な施設というのが建てられないというところは示しているところです。補足的な意味合いしか現状の資料ではご提示することができないので、そこは申し訳ございませんとしか一旦言いようがございませんが、今ある情報では以上となっておりますので。

事務局　農林水産課の言うことなんですが、4号の資料とその横の現状の施設と学校施設も使いますという話は、これは自治協働課が農振除外を受けるために農林水産課にこの資料を提出していますので、今、委員の言われたこと、今度はコスト面も見ながら本当に農村としてこれが必要かというところを併せて、例えば意見をもらいたいという意見書を我々は出しても構わないと思うのです。それについて、また農林水産課と協議をしてもらったらいいとは思っています。

これについては、一旦意見書の中に書き添えていって、それであればいいとかやむを得ないというような書き方をしていくのも一つかなと。

我々も大津市の人間としてこれについてはかなりのタイトなスケジュールで地元の意見を反映しながらもうここしかないというようなことが4号で書いてはいるのですが、コスト的な分というのはなかなかそれに代わるものというの示せません。

ただ、このスケジュールの中でこの3,000㎡を農振以外のところで、それも学校というところを中心にしてそこにコミュニティを集めてくるというのが方針です。それをこれ以外のところでというのがなかなか求められないというのが苦渋の大津市の判断ということをお聞きしておりますので、あとそれにコスト面を加えて除外を意見として出すということは可能ではありますが、なかなか難しいかもしれませんというのが補足的な説明です。

委員　率直に言って、要は何か本質的にこのコミュニティの利便性を高めて、かつコストを下げるというここに書いてある効率性が実現されずに現実には

単なるコスト増と拡張なのであれば、農業委員会としてもここにいうような必要かつ適当という判断はできないので、意見としてそうではないということを示していただかないと同意はできないというように私は思います。あくまで合議なので、みなさんの意見の上でだと思えますけれども、個人的にはそう思います。

議 長

私から一言。

先ほどこの説明を受けました。実際にせっぱ詰まったという局長からの話もあったのですが、せっぱ詰まる前にという話もまず農業委員会を通してもらわないといけないということで、通してもらわないとというのは除外をしない限り、次のステップにも行けないというようなことがあるという中でどうしたらいいんだという。これを何とかという話もあったんですが、〇〇委員も先ほどおっしゃっていましたが、整備した圃場の部分を市がそういうようにしていいのかという思いもあろうかと思いますが、地元の人から見ると長年このセンターを新しく建ててほしいという希望もあると思うのです。それで、それだけのスペースが要るところで農林水産課等々も相当ご苦労なさってやっとこの土地を何とかということで〇〇委員のほうにもお願いされて、嫌々なんだけれどもというお話がありましたが、ここにいわゆるコミュニティセンターだけではなくて消防関係もあるんですよ、そういうお話もあったと思います。

事務局

児童クラブ、市民センター。

議 長

それが今、点在していると思うんです。だから、おっしゃっていることは、こういうように点在しています、それを一括にするということでの面積でいくらがいくらになるということじゃなくてもいいんだと思うんですけれども、そこが説明いただければご納得いただけるのかなという気はするんです。

もう少し、申し訳ないけれども先ほどの話で私としては大変納得がいかなかったのが、この法第13条第2項の規定にあります6項目です、これを全部クリアしているからいいということはやめていただきたい。特に6番目のことなどは、ましてやこの事態ではないはずなのでそういう話はしていただきたくなかったと思います。

だから、申し訳ないけれども、農林水産課のほうは分からないかもしれないんですけれども、どういうものが集約される施設になるのかだけご説明いただけないでしょうか。

委 員

消防団詰所、まち協の事務所、支所、児童クラブ。あちこちにある施設をここに持ってくる。

議長 持ってくるということです。

委員 その老朽化したそれぞれの施設を整備してここに来て持ってくるので集約される、経費を削減するということだと思うんですけども、市長さんの考えは。

今思っていたんですけども、1の項目で農用地域以外に代替すべき土地がないこと、というのに、あたかもここに造ります、ここに造るから農振除外をしたいんですと大津市がおっしゃるのんですけども、〇〇委員のおっしゃった地元の要望でここに造ってくれというのがあったのか、大津市がここに造ると言ったのかどっちなんですか。連合会やらが何やかんやと話をしてもうここしかないと言われたのか。

農林水産課 市がここで建てたいと言っているのか地元がここで建ててくれと言われているのかという質問だと思うんですけども、申請者側から聞いている話としては、地元協議の中でここが選定されたということで聞いております。どっちが言ったという言い方では聞いておりません。申し訳ございません。

事務局 あと補足しますと、今の地元協議で学校に隣接するという形というのは自治協働課からもそういう要望があったというのは聞いております。そして、そういう中では学校用地も一部その施設の用地として分けてもらう黄色い部分です。あと農振地ではありますがへた地の部分、形の悪い部分と一番端の部分を利用したいというところで除外をお願いしたいというのが今回、自治協働課の申出でございました。

あともう一点聞いているのが、補足いたしますと、コスト面からいきますといろんな施設をここに集約することによって、どれもが老朽化している、その単一施設を総合的に造ることによってコストも削減できるということは建築経費面からいったらそれだ、ということは聞いております。

委員 ということは、ほかの今の施設はもう使わない、建て直しとか修繕はもうしないということですか。

事務局 そういうことです。

委員 分かりました。

議長 ほかに何かございますか。

(なしの声)

議長 では、ご意見がないようですので、お諮りいたします。

令和5年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見については、回答案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第150号については回答案のとおり市長宛てに回答することにいたします。  
では、ここで農地系の議案の審査を一旦終了します。

事務局 会長、先ほどの意見はこのとおり、案のとおりに出しますが、〇〇委員等々からいただいたことについて農林水産課を通じて自治協働課に確認はしようと思いますので、そういったコスト面等々の資料、もしくは本当にこの青地の部分のへた地であるところとの対コスト効果というのを聞いて、またそれは次回にでもご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
ここで審査を一旦終了しますが、続きまして報告案件です。  
報告第209号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第210号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第211号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第212号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上を一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの報告についてご意見、ご質問があれば。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、以上をもちまして一旦報告案件を終了いたします。  
そのほか何かありましたらお願いいたします。  
よろしいでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、これをもちまして農地係の案件は終了します。  
引き続き、農業振興係の案件に移ります。  
報告第213号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局から報告をお願いします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 では、説明が終わりましたので、何かご意見がございましたら、  
ございませんか。

(なしの声)

議長 ご意見もないようですので、報告第213号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、今後、若干の調整等を行った後、ホームページ上に公表ということになりますので、よろしく願いいたします。  
では、その他の報告に移りますので、事務局からお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 何かご意見、ご質問がありましたら。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、マイクを司会にお渡しします。

委員 以上をもちまして第38回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。お疲れさまでした。

## 議事録署名委員

議 長（横山 成治 委員） 印

委 員（安井 善次 委員） 印

委 員（山本 公彦 委員） 印